

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2026年8月28日提出
【発行者名】	B N Yメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 ドニ・シャムサディン
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号 丸の内トラストタワー本館
【事務連絡者氏名】	只野 和登
【電話番号】	03（6756）4600
【届出の対象とした募集（売 出）内国投資信託受益証券に 係るファンドの名称】	インサイト・グローバル・クレジット・ファンド Aコース （野村S M A・E W向け） インサイト・グローバル・クレジット・ファンド Bコース （野村S M A・E W向け）
【届出の対象とした募集（売 出）内国投資信託受益証券の 金額】	インサイト・グローバル・クレジット・ファンド Aコース （野村S M A・E W向け） 3,000億円を上限とします。 インサイト・グローバル・クレジット・ファンド Bコース （野村S M A・E W向け） 3,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2026年2月27日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の記載事項につきまして、半期報告書を提出しましたので、関係情報を新たな情報により訂正・更新を行うため、本訂正届出書を提出いたします。

【訂正の内容】

原届出書の下記事項のうち、＜訂正前＞および＜訂正後＞に記載している下線部_____は訂正部分を示し、＜更新後＞の記載事項は、原届出書の更新後の内容を示します。

第一部【証券情報】**（８）【申込取扱場所】****<訂正前>**

（省 略）

（委託会社の照会先）

B N Yメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社

電話番号（代表）03-6756-4600 （営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ <https://www.bny.com/investments/jp>

なお、販売会社以外の第一種金融商品取引業者等が販売会社と取次契約を結ぶことにより、当ファンドを当該販売会社に取次ぐ場合があります。

当ファンドは、SMA（セパレートリー・マネージド・アカウント）による申込みのみの取扱いとなりますのでご注意ください。詳しくは、販売会社までお問い合わせください。

ただし、販売会社が取得する場合はこの限りではありません。

<訂正後>

（省 略）

（委託会社の照会先）

B N Yメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社

電話番号（代表）03-6756-4600 （営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ <https://www.bny.com/investments/jp>

（削 除）

当ファンドは、SMA（セパレートリー・マネージド・アカウント）による申込みのみの取扱いとなりますのでご注意ください。詳しくは、販売会社までお問い合わせください。

ただし、販売会社が取得する場合はこの限りではありません。

第二部【ファンド情報】**第1【ファンドの状況】****1【ファンドの性格】****（1）【ファンドの目的及び基本的性格】****<訂正前>**

（省 略）

ファンドの基本的性格

当ファンドの商品分類および属性区分は、下記の表のとおりです。

（注）一般社団法人投資信託協会が定める商品分類および属性区分の詳細については、同協会ホームページをご覧ください。

<https://www.toushin.or.jp/>

（省 略）

（注）ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

（省 略）

* ファンド・オブ・ファンズ：一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

（省 略）

ファンドの特色

- a. 主要投資対象である「B N Yメロン・グローバル・クレジット・ファンド（ ）」への投資^{*1}を通じて、主として、世界各国の社債等（投資適格社債、ハイ・イールド社債、新興国債券（国債、社債等）、資産担保証券、ローン等）および派生商品等に投資を行い、米ドルベースでの中長期的な収益の獲得^{*2}を目指して運用を行います。
- （省 略）

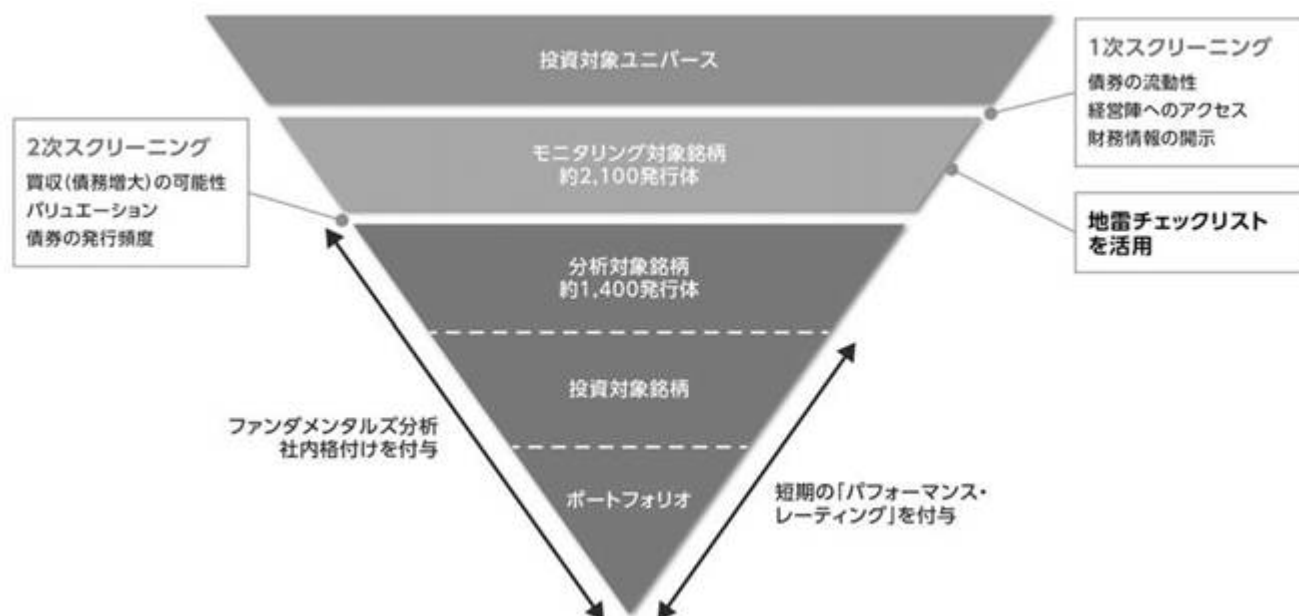
主な投資対象



上記はイメージであり、実際の運用とは異なる場合があります。また、すべての資産を記載しているわけではありません。

運用プロセス

- ・幅広い投資対象の中から、独自のファンダメンタルズ分析、バリュエーション分析などを行い、魅力度の高い銘柄を選定します。



上記は2025年11月末時点のものであり、今後、予告なしに変更される場合があります。

出所：インサイト・インベストメント・マネジメント（グローバル）リミテッドの情報を基にB N Yメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社が作成

（省 略）

<訂正後>

（省 略）

ファンドの基本的性格

当ファンドの商品分類および属性区分は、下記の表のとおりです。

（注）一般社団法人資産運用業協会が定める商品分類および属性区分の詳細については、同協会ホームページをご覧ください。

<https://www.imaj.or.jp/>

（省 略）

（注）ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

（省 略）

* ファンド・オブ・ファンズ：一般社団法人資産運用業協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

（省 略）

ファンドの特色

- a. 主要投資対象である「BNYメロン・グローバル・クレジット・ファンド（ ）」への投資^{*1}を通じて、主として、世界各国の社債等（投資適格社債、ハイ・イールド社債、新興国債券（国債、社債等）、資産担保証券、ローン等）および派生商品等に投資を行い、米ドルベースでの中長期的な収益の獲得^{*2}を目指して運用を行います。

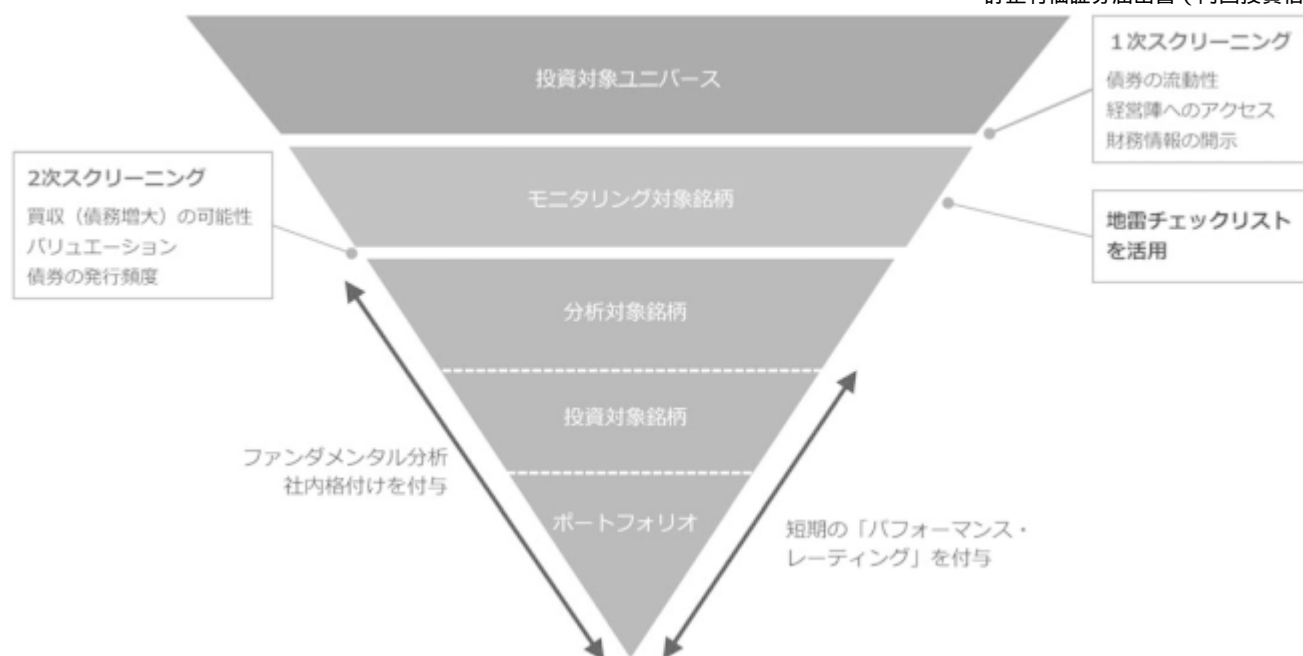
（省 略）



上記はイメージであり、実際の運用とは異なる場合があります。また、すべての資産を記載しているわけではありません。

運用プロセス

- ・ 幅広い投資対象の中から、独自のファンダメンタルズ分析、バリュエーション分析などを行い、魅力度の高い銘柄を選定します。



上記は当資料作成時点のものであり、今後、予告なしに変更される場合があります。

出所：インサイト・インベストメント・マネジメント（グローバル）リミテッドの情報を基にB N Yメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社が作成
（省 略）

（３）【ファンドの仕組み】

委託会社の概況

<訂正前>

（省 略）

c．資本金の額（2025年12月末現在）

（省 略）

e．大株主の状況（2025年12月末現在）

（表省略）

<訂正後>

（省 略）

c．資本金の額（2026年6月末現在）

（省 略）

e．大株主の状況（2026年6月末現在）

（表省略）

2【投資方針】

（２）【投資対象】

<訂正前>

（省 略）

【参考情報】投資する投資信託証券およびその概要

1．B N Yメロン・グローバル・クレジット・ファンド

（ J P Y Xヘッジクラス^{*} ） / （ J P Y Xクラス^{*} ）
（表省略）

2．マネープールファンド（ F O F s 用 ）（適格機関投資家限定）

（表省略）

上記は2025年11月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

<訂正後>

（省 略）

〔参考情報〕投資する投資信託証券およびその概要

１．B N Yメロン・グローバル・クレジット・ファンド

（ J P Y Xヘッジクラス^{*} ） / （ J P Y Xクラス^{*} ）
（表省略）

２．マネープールファンド（ F O F s 用 ）（適格機関投資家限定）

（表省略）

上記は2026年5月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

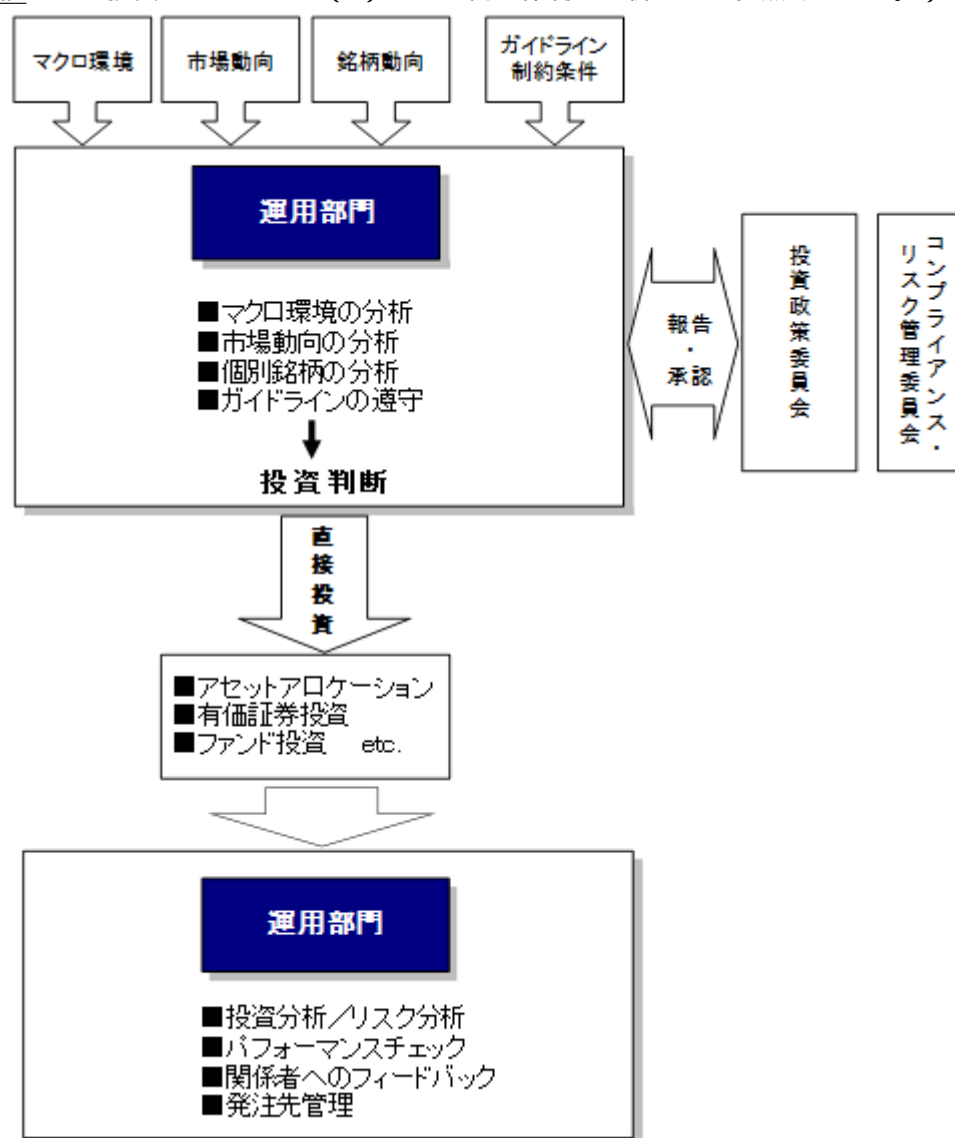
（３）【運用体制】

<訂正前>

当ファンドに関する委託会社の運用体制

（省 略）

（下記「３ 投資リスク」の「（２）リスク管理体制」と併せてご参照ください。）



（省 略）

- d．運用計画、発注先の評価、その他運用に関し付議すべき事項に関しては、投資政策委員会に付議され、運用実績、ガイドラインの遵守状況、ファンド運営に関する過誤の有無、発注実績等については、報告事項として投資政策委員会で報告されます。また、これらについてのコンプライアンス上の事項に関しては、コンプライアンス・リスク管理委員会に付議され、あるいは報告されます。

（省 略）

社内規程

（省 略）

・ コンプライアンス・リスク管理委員会規程

（省 略）

受託銀行に関する管理体制について

（省 略）

（注）上記の運用体制は2025年12月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（参考）インサイトの運用体制

（省 略）

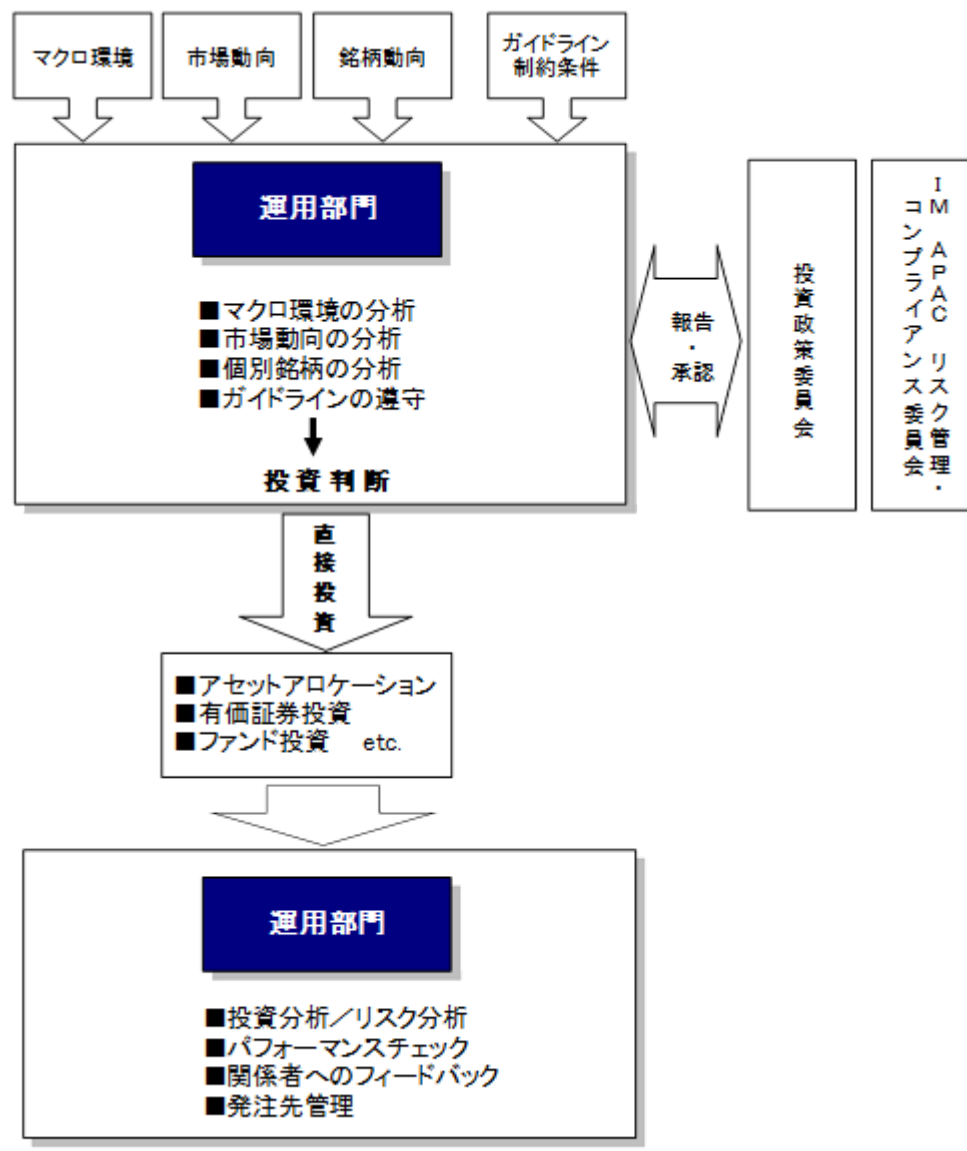
（注）上記の運用体制は2025年11月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

<訂正後>

当ファンドに関する委託会社の運用体制

（省 略）

（「3 投資リスク」の「（2）リスク管理体制」と併せてご参照ください。）



（省 略）

- d. 運用計画、発注先の評価、その他運用に関し付議すべき事項に関しては、投資政策委員会に付議され、運用実績、ガイドラインの遵守状況、ファンド運営に関する過誤の有無、発注実績等については、報告事項として投資政策委員会で報告されます。また、これらについてのコンプライアンス上の事項に関しては、IM APAC リスク管理・コンプライアンス委員会に付議され、あるいは報告されます。

（省 略）

社内規程

（省 略）

・IM APAC リスク管理・コンプライアンス委員会規程

（省 略）

受託銀行に関する管理体制について

（省 略）

（注）上記の運用体制は2026年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（参考）インサイトの運用体制

（省 略）

（注）上記の運用体制は2026年5月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

（５）【投資制限】

当ファンドの信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

<訂正前>

（省 略）

- f．同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- g．一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

<訂正後>

（省 略）

- f．同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、当該投資信託証券が一般社団法人資産運用業協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- g．一般社団法人資産運用業協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

（２）リスク管理体制

<訂正前>

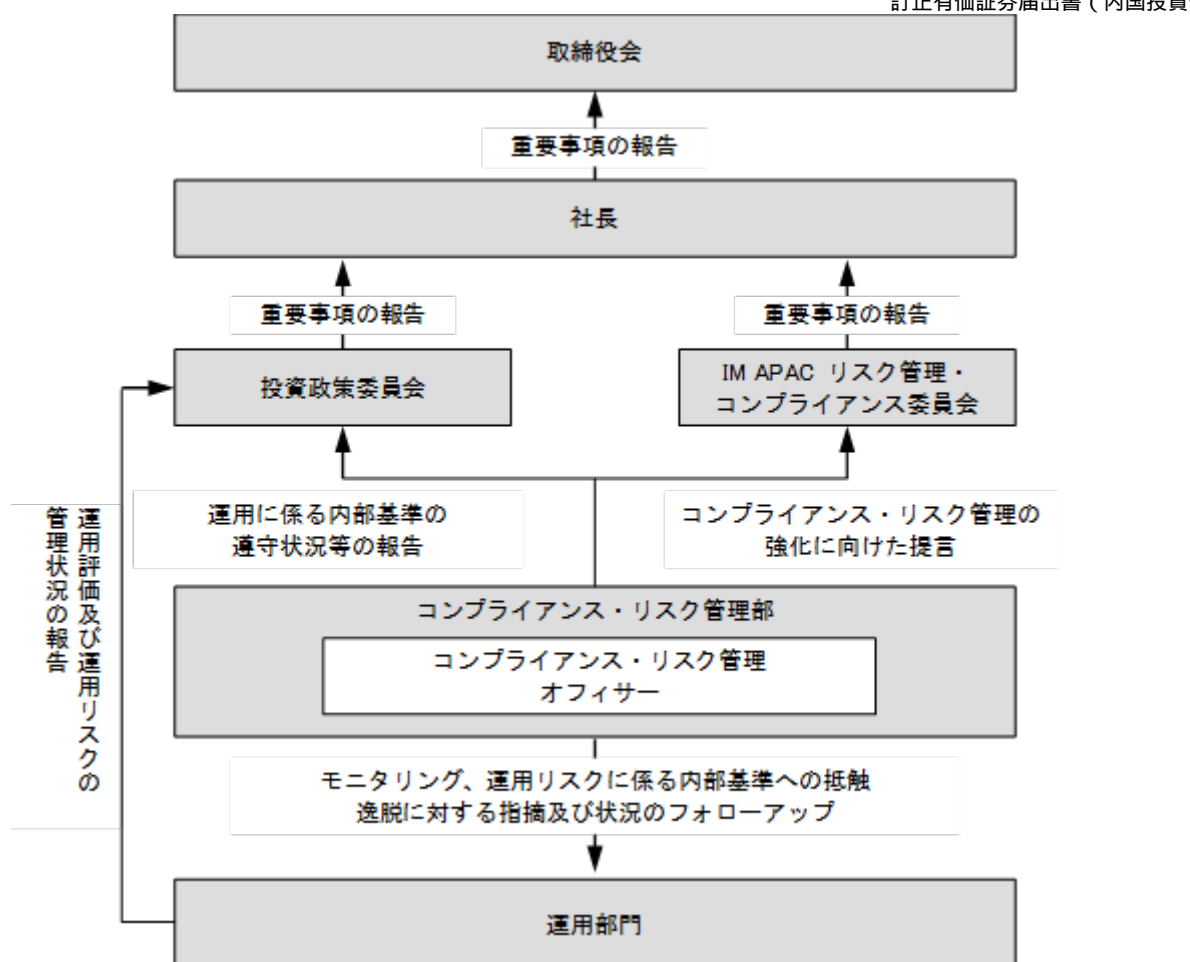
（省 略）

コンプライアンス・ リスク管理委員会 （原則2ヵ月に1回開催）	コンプライアンスおよびリスク管理に関わる事項等の審議・決定を行い、委託会社の法令遵守・リスク管理として必要な内部管理態勢を確保します。
---------------------------------------	---

（省 略）

運用リスクの管理は、以下の体制で行います。

9/50



（注）上記の管理体制は2026年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（参考）インサイトのリスク管理体制

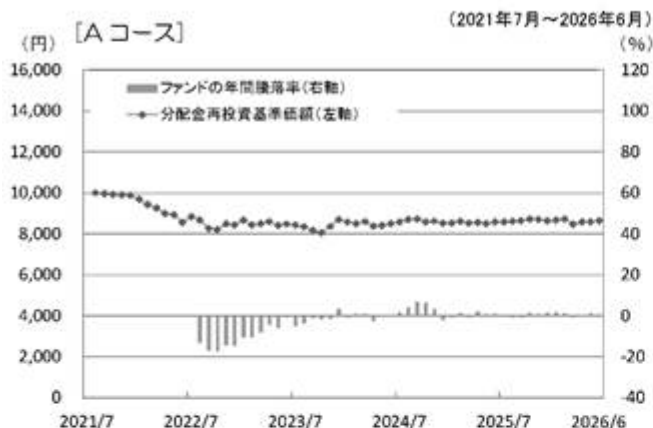
（省 略）

（注）上記の管理体制は2026年5月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

（3）参考情報

<更新後>

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

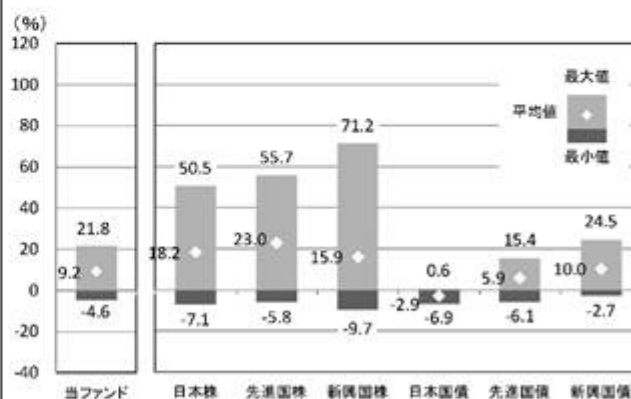
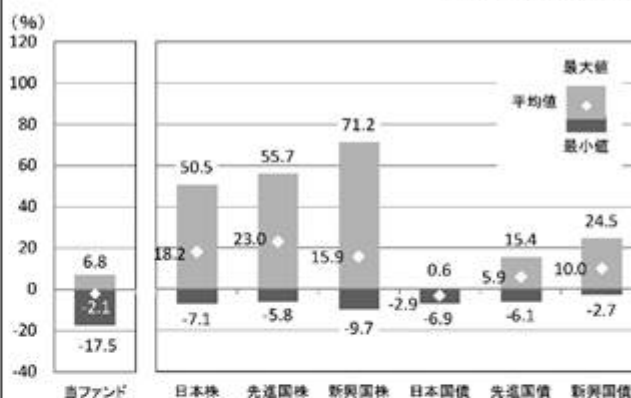


* 年間騰落率は、2022年8月～2026年6月（当ファンドの設定日は、2021年8月23日です。）の各月末における直近1年間の騰落率を示しています。
 * 年間騰落率は、税引き前収益分配金を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。また、分配金再投資基準価額は、税引き前収益分配金を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。

当ファンドと代表的な資産クラス*との騰落率の比較

グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

(2021年7月～2026年6月)



* グラフは、2021年7月～2026年6月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。
 なお、当ファンドについては、設定日が2021年8月23日のため、2022年8月～2026年6月の数値であり、単純な比較は出来ません。
 当ファンドについては、税引き前収益分配金を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
 * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

- 日本株 東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
 株式会社「J P X 総研または株式会社「J P X 総研の関連会社（以下「J P X」という）が算出・公表している、日本の株式を対象として算出した株価指数で、配当を考慮したものです。
- 先進国株 MSCI-KOKUSAIインデックス（配当込み、円ベース）
 MSCI Inc.が算出・公表している、日本を除く先進国の株式を対象として算出されたグローバルな株価指数で、配当を考慮したものです。
- 新興国株 MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
 MSCI Inc.が算出・公表している、世界の新興国の株式を対象として算出された株価指数で、配当を考慮したものです。
- 日本国債 NOMURA-BPI国債
 野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社が算出・公表している、日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。
- 先進国債 FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし、円ベース）
 FTSE Fixed Income LLCが算出・公表している債券インデックスで、日本を除く世界の主要国の国債の価格と利息収入を合わせた総合投資収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。
- 新興国債 JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド（円ベース）
 J.P.Morgan Securities LLCが算出・公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした、時価総額ベースの指数です。

TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J P Xに帰属します。

MSCIインデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

上記各指数の騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに、株式会社野村総合研究所が計算しております。

株式会社野村総合研究所及び各指数のデータソースは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、株式会社野村総合研究所及び各指数のデータソースは、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

4【手数料等及び税金】

(5)【課税上の取扱い】

個人、法人別の課税の取扱いについて

<訂正前>

所得税については、別途、所得税の額に対し、2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

a. 個人の受益者に対する課税

1. 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は配当所得となり、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行うことにより総合課税（配当控除の適用はありません。）または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

2. 一部解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益（解約価額または償還価額から取得費を控除した利益をいいます。）は譲渡所得とみなされ、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収口座）利用の場合は、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、原則として確定申告は不要です。

3. 損益通算について

（省 略）

b. 法人の受益者に対する課税

- ・ 収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の受益者ごとの個別元本超過額は、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

（注）「課税上の取扱い」の内容は2026年1月末現在のものであり、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家にご確認されることをお勧めします。

（省 略）

<訂正後>

（削 除）

a. 個人の受益者に対する課税

1. 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は配当所得となり、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行うことにより総合課税（配当控除の適用はありません。）または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

2. 一部解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益（解約価額または償還価額から取得費を控除した利益をいいます。）は譲渡所得とみなされ、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収口座）利用の場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、原則として確定申告は不要です。

3. 損益通算について

（省 略）

b. 法人の受益者に対する課税

- ・ 収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の受益者ごとの個別元本超過額は、15.315%（所得税15.315%）の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

（注）「課税上の取扱い」の内容は2026年7月末現在のものであり、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家にご確認されることをお勧めします。

（省 略）

5【運用状況】

<更新後>

以下は2026年6月30日現在です。

（1）【投資状況】

インサイト・グローバル・クレジット・ファンド Aコース（野村SMA・EW向け）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託証券	アイルランド	1,828,852,755	98.03
	日本	23,305,446	1.25
小 計		1,852,158,201	99.28
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		13,412,139	0.72
合計（純資産総額）		1,865,570,340	100.00

（注）投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する時価の比率をいいます。以下同じ。

インサイト・グローバル・クレジット・ファンド Bコース（野村SMA・EW向け）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託証券	アイルランド	19,435,085,105	98.19
	日本	122,076,147	0.62
小 計		19,557,161,252	98.81
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		235,785,610	1.19
合計（純資産総額）		19,792,946,862	100.00

（2）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

インサイト・グローバル・クレジット・ファンド Aコース（野村SMA・EW向け）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額		評価額		投資 比率 （％）
					単価 （円）	金額 （円）	単価 （円）	金額 （円）	
1	アイルランド	投資信託証券	B N Yメロン・グローバル・クレジット・ファンド（JPY Xヘッジクラス）	20,501,477.545	89.34	1,831,602,003	89.2	1,828,852,755	98.03
2	日本	投資信託証券	マネーボールファンド（FOFs用）（適格機関投資家限定）	23,083,842	1.0056	23,213,111	1.0096	23,305,446	1.25

（注）投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する評価金額の比率です。以下同じ。

種類別投資比率

種類	投資比率（％）
投資信託証券	99.28
合計	99.28

インサイト・グローバル・クレジット・ファンド Bコース（野村SMA・EW向け）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額		評価額		投資 比率 （％）
					単価 （円）	金額 （円）	単価 （円）	金額 （円）	
1	アイルランド	投資信託証券	B N Yメロン・グローバル・クレジット・ファンド（JPY Xクラス）	121,371,501.993	150.88	18,313,079,496	160.12	19,435,085,105	98.19
2	日本	投資信託証券	マネーボールファンド（FOFs用）（適格機関投資家限定）	120,915,360	1.0056	121,592,486	1.0096	122,076,147	0.62

種類別投資比率

種類	投資比率（％）
投資信託証券	98.81
合計	98.81

（参考）B N Yメロン・グローバル・クレジット・ファンド（2026年5月29日現在）

構成比上位30銘柄

順位	銘柄名	国／地域	資産	構成比（％）
1	BUNDES 2% 12/10/26	ドイツ	先進国ソブリン債	2.5
2	NATIONWID VAR 07/18/30	イギリス	投資適格社債(米ドル建)	0.8
3	Eni SpA 4% 05/26/35	イタリア	投資適格社債(ユーロ建)	0.8
4	KOMMUN 4.25% 01/24/29	ノルウェー	先進国ソブリン債	0.8
5	Deutsche 3.875% 09/28/26	ドイツ	投資適格社債(ユーロ建)	0.8
6	Kreditans 2.75% 10/01/27	ドイツ	投資適格社債(ユーロ建)	0.8
7	EUROP 3.375% 10/05/54	国際機関	先進国ソブリン債	0.7
8	Valero En 5.15% 03/10/36	アメリカ	投資適格社債(米ドル建)	0.7
9	European 2.5% 05/14/32	国際機関	投資適格社債(ユーロ建)	0.7
10	AA Bond C 7.375% 07/31/29	イギリス	投資適格社債(英ポンド建)	0.7
11	Bank of M VAR 06/02/37	カナダ	投資適格社債(米ドル建)	0.7
12	EUROPE 3.75% 10/12/45	国際機関	先進国ソブリン債	0.6
13	Amgen Inc 5.15% 03/02/28	アメリカ	投資適格社債(米ドル建)	0.6
14	Kreditans 0.125% 01/09/32	ドイツ	投資適格社債(ユーロ建)	0.6
15	Brown & B 5.55% 06/23/35	アメリカ	投資適格社債(米ドル建)	0.6
16	Mitsui Su 3.46% 03/05/34	日本	投資適格社債(ユーロ建)	0.6
17	Oncor Ele VAR 11/26/56	アメリカ	投資適格社債(ユーロ建)	0.6
18	US Bancor VAR 01/27/28	アメリカ	投資適格社債(米ドル建)	0.6
19	Deutsche VAR 01/07/28	ドイツ	投資適格社債(米ドル建)	0.6
20	Stryker C 2.125% 11/30/27	アメリカ	投資適格社債(ユーロ建)	0.6
21	HSBC Hold VAR 03/10/37	イギリス	投資適格社債(米ドル建)	0.6
22	Eli Lilly 4.15% 08/14/27	アメリカ	投資適格社債(米ドル建)	0.6
23	Nykredit 4.625% 01/19/29	デンマーク	投資適格社債(ユーロ建)	0.6
24	ING Groep VAR 03/23/37	オランダ	投資適格社債(米ドル建)	0.6
25	Renault S 3.875% 09/30/30	フランス	ハイイールド社債	0.6
26	Apidos CI FRN 04/24/39	アメリカ	ABS	0.6
27	Carlyle U FRN 04/20/39	アメリカ	ABS	0.6
28	Riyad Ban VAR 01/14/36	サウジアラビア	新興国債券	0.6
29	Societe G VAR 04/14/34	フランス	投資適格社債(ユーロ建)	0.5
30	Danske Ba VAR 04/01/28	デンマーク	投資適格社債(米ドル建)	0.5

（注1）構成比は、上記参考ファンドの現金・現金同等証券等を除く債券部分を100%として計算した各銘柄の評価金額の比率です。

（注2）参考ファンドは、すべてのクラスを含みます。

資産別構成比

資産	構成比（％）
投資適格社債	53.9
（ユーロ建）	14.6
（米ドル建）	34.6
（英ポンド建）	4.6
先進国ソブリン債	9.0
ハイ・イールド社債	2.3
ABS	5.8
新興国債券	6.2
現金・その他	22.9
合計	100.0

（注1）資産別構成比は有価証券に加えて現金・その他を含めた数値です。その他には、CDS、金利スワップ、先物等のポジションを含みます。

（注2）資産別構成比の数値は、小数点以下第2位を四捨五入しており、合計値が100%にならないことがあります。

【投資不動産物件】

インサイト・グローバル・クレジット・ファンド Aコース（野村SMA・EW向け）

該当事項はありません。

インサイト・グローバル・クレジット・ファンド Bコース（野村SMA・EW向け）

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

インサイト・グローバル・クレジット・ファンド Aコース（野村SMA・EW向け）

該当事項はありません。

インサイト・グローバル・クレジット・ファンド Bコース（野村SMA・EW向け）

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

インサイト・グローバル・クレジット・ファンド Aコース（野村SMA・EW向け）

2026年6月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産額の推移は次のとおりです。以下同じ。

計算期間	年月日	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期末	（2021年12月 6日）	2,322,934,438	2,322,934,438	0.9932	0.9932
第2期末	（2022年12月 6日）	2,580,109,153	2,580,109,153	0.8597	0.8597
第3期末	（2023年12月 6日）	2,658,287,550	2,658,287,550	0.8444	0.8444
第4期末	（2024年12月 6日）	2,823,449,489	2,823,449,489	0.8681	0.8681
第5期末	（2025年12月 8日）	2,324,344,045	2,324,344,045	0.8673	0.8673
2025年 6月末日		2,433,523,601	-	0.8584	-
7月末日		2,317,674,454	-	0.8593	-
8月末日		2,326,891,089	-	0.8620	-
9月末日		2,372,468,803	-	0.8652	-
10月末日		2,255,283,013	-	0.8717	-
11月末日		2,324,769,743	-	0.8706	-
12月末日		2,318,066,544	-	0.8646	-
2026年 1月末日		2,072,663,052	-	0.8663	-
2月末日		3,435,106,013	-	0.8732	-
3月末日		3,241,970,277	-	0.8469	-
4月末日		2,047,064,387	-	0.8585	-
5月末日		2,043,781,458	-	0.8588	-
6月末日		1,865,570,340	-	0.8645	-

（注）月末日とはその月の最終営業日を指します。以下同じ。

インサイト・グローバル・クレジット・ファンド Bコース（野村SMA・EW向け）

計算期間	年月日	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期末	（2021年12月 6日）	1,530,667,105	1,530,667,105	1.0318	1.0318
第2期末	（2022年12月 6日）	3,702,553,649	3,702,553,649	1.0768	1.0768
第3期末	（2023年12月 6日）	9,538,825,179	9,538,825,179	1.2209	1.2209
第4期末	（2024年12月 6日）	16,071,873,119	16,071,873,119	1.3574	1.3574
第5期末	（2025年12月 8日）	21,228,726,602	21,228,726,602	1.4585	1.4585
2025年 6月末日		17,478,311,334	-	1.3210	-
7月末日		17,677,837,269	-	1.3646	-
8月末日		18,180,653,354	-	1.3640	-
9月末日		18,219,303,088	-	1.3932	-
10月末日		19,967,501,534	-	1.4395	-
11月末日		21,431,929,736	-	1.4750	-
12月末日		20,395,861,666	-	1.4678	-
2026年 1月末日		17,043,833,222	-	1.4482	-
2月末日		17,737,128,501	-	1.4915	-
3月末日		17,618,579,449	-	1.4848	-
4月末日		18,581,306,334	-	1.5046	-
5月末日		19,276,887,632	-	1.5084	-
6月末日		19,792,946,862	-	1.5433	-

【分配の推移】

インサイト・グローバル・クレジット・ファンド Aコース（野村SMA・EW向け）

計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1期（2021年8月23日～2021年12月6日）	0
第2期（2021年12月7日～2022年12月6日）	0
第3期（2022年12月7日～2023年12月6日）	0
第4期（2023年12月7日～2024年12月6日）	0
第5期（2024年12月7日～2025年12月8日）	0

インサイト・グローバル・クレジット・ファンド Bコース（野村SMA・EW向け）

計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1期（2021年8月23日～2021年12月6日）	0
第2期（2021年12月7日～2022年12月6日）	0
第3期（2022年12月7日～2023年12月6日）	0
第4期（2023年12月7日～2024年12月6日）	0
第5期（2024年12月7日～2025年12月8日）	0

【収益率の推移】

インサイト・グローバル・クレジット・ファンド Aコース（野村SMA・EW向け）

計算期間	収益率（％）
第1期（2021年8月23日～2021年12月6日）	0.7
第2期（2021年12月7日～2022年12月6日）	13.4
第3期（2022年12月7日～2023年12月6日）	1.8
第4期（2023年12月7日～2024年12月6日）	2.8
第5期（2024年12月7日～2025年12月8日）	0.1
第6期中間（2025年12月9日～2026年6月8日）	1.0

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。なお、第1期については、前期末基準価額を1万口当たり10,000円として計算しています。以下同じ。

インサイト・グローバル・クレジット・ファンド Bコース（野村SMA・EW向け）

計算期間	収益率（％）
第1期（2021年8月23日～2021年12月6日）	3.2
第2期（2021年12月7日～2022年12月6日）	4.4
第3期（2022年12月7日～2023年12月6日）	13.4
第4期（2023年12月7日～2024年12月6日）	11.2
第5期（2024年12月7日～2025年12月8日）	7.4
第6期中間（2025年12月9日～2026年6月8日）	3.8

(4) 【設定及び解約の実績】

インサイト・グローバル・クレジット・ファンド Aコース（野村SMA・EW向け）

（単位：口）

計算期間	設定口数	解約口数	残存口数
第1期（2021年8月23日～2021年12月6日）	2,338,915,444	100,000	2,338,815,444
第2期（2021年12月7日～2022年12月6日）	5,562,620,522	4,900,228,995	3,001,206,971
第3期（2022年12月7日～2023年12月6日）	1,234,938,426	1,088,059,657	3,148,085,740
第4期（2023年12月7日～2024年12月6日）	2,273,561,949	2,169,257,883	3,252,389,806
第5期（2024年12月7日～2025年12月8日）	1,182,997,556	1,755,402,241	2,679,985,121
第6期中間（2025年12月9日～2026年6月8日）	1,796,311,613	2,291,367,934	2,184,928,800

（注1）第1期の設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。以下同じ。

（注2）上記数字は全て本邦内における設定および解約の実績です。以下同じ。

インサイト・グローバル・クレジット・ファンド Bコース（野村SMA・EW向け）

（単位：口）

計算期間	設定口数	解約口数	残存口数
第1期（2021年8月23日～2021年12月6日）	1,483,564,326	100,000	1,483,464,326
第2期（2021年12月7日～2022年12月6日）	4,077,425,722	2,122,485,033	3,438,405,015
第3期（2022年12月7日～2023年12月6日）	4,857,688,383	483,368,484	7,812,724,914

第4期（2023年12月7日～2024年12月6日）	5,888,891,582	1,861,430,544	11,840,185,952
第5期（2024年12月7日～2025年12月8日）	5,893,513,066	3,178,033,375	14,555,665,643
第6期中間（2025年12月9日～2026年6月8日）	2,378,800,697	4,216,731,268	12,717,735,072

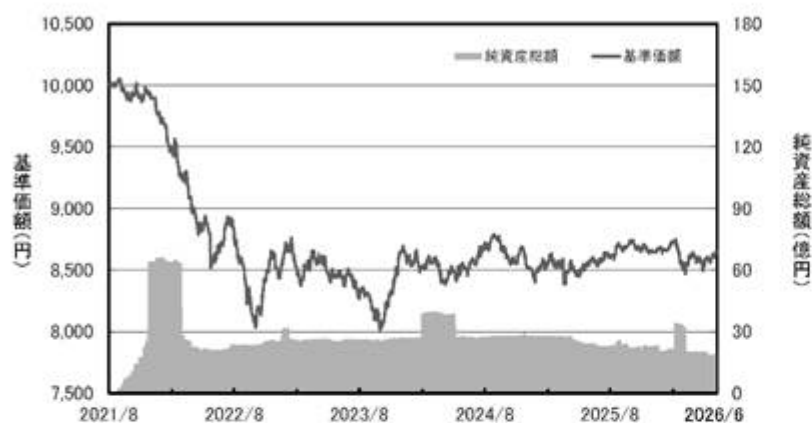
参考情報

3 運用実績

(2026年6月30日現在)

基準価額・純資産総額の推移（設定日（2021年8月23日）～2026年6月30日）

〔Aコース〕



2026年6月30日現在

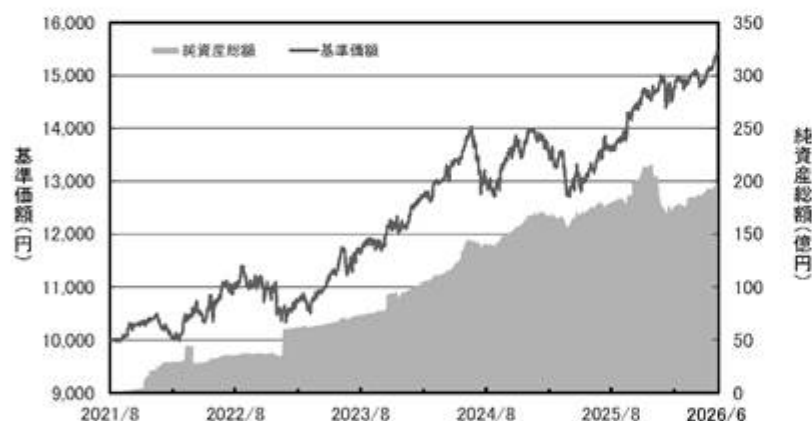
基準価額 8,645円

純資産総額 18.6億円

分配の推移（1万口当たり、税引き前）

2021年12月	0円
2022年12月	0円
2023年12月	0円
2024年12月	0円
2025年12月	0円
設定来累計	0円

〔Bコース〕



2026年6月30日現在

基準価額 15,433円

純資産総額 197.9億円

分配の推移（1万口当たり、税引き前）

2021年12月	0円
2022年12月	0円
2023年12月	0円
2024年12月	0円
2025年12月	0円
設定来累計	0円

(注)基準価額は、1万口当たり運用管理費用(信託報酬)控除後です。

主要な資産の状況

資産構成比率

〔Aコース〕

	銘柄名	国／地域	種類	投資比率(%)
1	BNYメロン・グローバル・クレジット・ファンド(JPY Xヘッジクラス)	アイルランド	投資信託証券	98.03
2	マネーボールファンド(FOFs用)(適格機関投資家限定)	日本	投資信託証券	1.25

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じ。

〔Bコース〕

	銘柄名	国／地域	種類	投資比率(%)
1	BNYメロン・グローバル・クレジット・ファンド(JPY Xクラス)	アイルランド	投資信託証券	98.19
2	マネーボールファンド(FOFs用)(適格機関投資家限定)	日本	投資信託証券	0.62

＜参考＞BNYメロン・グローバル・クレジット・ファンド -2026年5月29日現在-

構成比上位10銘柄

	銘柄名	国/地域	資産	構成比 (%)
1	BUNDES 2% 12/10/26	ドイツ	先進国ソブリン債	2.5
2	NATIONWID VAR 07/18/30	イギリス	投資適格社債(米ドル建)	0.8
3	Eni SpA 4% 05/26/35	イタリア	投資適格社債(ユーロ建)	0.8
4	KOMMUN 4.25% 01/24/29	ノルウェー	先進国ソブリン債	0.8
5	Deutsche 3.875% 09/28/26	ドイツ	投資適格社債(ユーロ建)	0.8
6	Kreditans 2.75% 10/01/27	ドイツ	投資適格社債(ユーロ建)	0.8
7	EUROP 3.375% 10/05/54	国際機関	先進国ソブリン債	0.7
8	Valero En 5.15% 03/10/36	アメリカ	投資適格社債(米ドル建)	0.7
9	European 2.5% 05/14/32	国際機関	投資適格社債(ユーロ建)	0.7
10	AA Bond C 7.375% 07/31/29	イギリス	投資適格社債(英ポンド建)	0.7

(注1) 構成比は、上記参考ファンドの現金・現金同等証券等を除く債券部分を100%として計算した各銘柄の評価金額の比率です。

(注2) 参考ファンドは、すべてのクラスを含みます。

資産別構成比

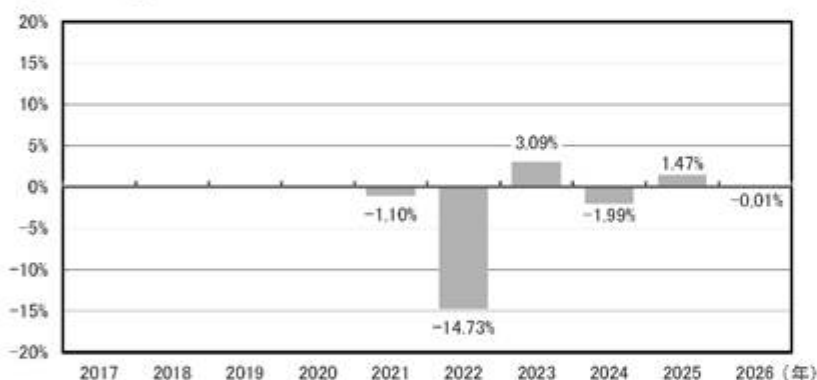
資産	構成比 (%)
投資適格社債	53.9
(ユーロ建)	14.6
(米ドル建)	34.6
(英ポンド建)	4.6
先進国ソブリン債	9.0
ハイ・イールド社債	2.3
ABS	5.8
新興国債券	6.2
現金・その他	22.9
合計	100.0

(注1) 資産別構成比は有価証券に加えて現金・その他を含めた数値です。その他には、CDS、金利スワップ、先物等のポジションを含みます。

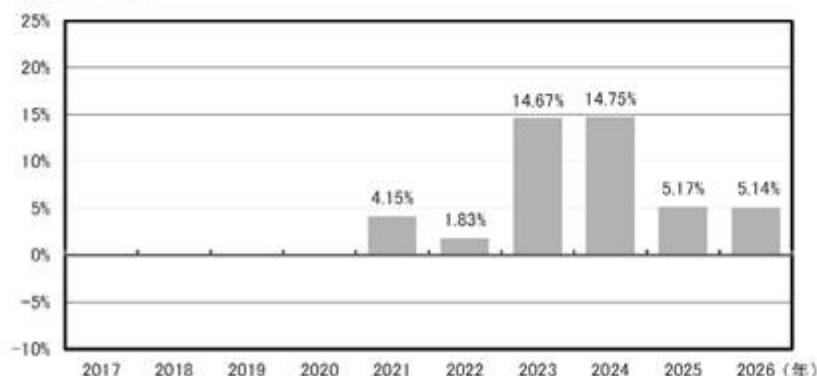
(注2) 資産別構成比の数値は、小数点以下第2位を四捨五入しており、合計値が100%にならないことがあります。

年間収益率の推移（暦年ベース）

【Aコース】



【Bコース】



(注1) ファンドの収益率は、税引き前収益分配金を分配時に再投資したものと計算しています。

2021年は設定日(8月23日)から年末までの収益率です。

2026年は6月末までの収益率です。

(注2) 当ファンドにはベンチマークはありません。

- ・ 運用実績等について、別途月次等で開示している場合があります。この場合、委託会社のホームページで閲覧することができます。
- ・ 運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(2) 取扱時間

<訂正前>

申込みの受付は原則として午後3時30分まで^{*}とし、受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとなります。ただし、ダブリンの銀行の休業日もしくはダブリンの銀行の休業日（土曜日または日曜日を除く。）の前営業日ならびに委託会社が別途定める日の場合には、お申込みできません。

^{*}販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

<訂正後>

申込みの受付は原則として午後3時30分まで^{*}とし、受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとなります。ただし、ダブリンもしくは米国の銀行の休業日またはダブリンもしくは米国の銀行の休業日（土曜日または日曜日を除く。）の前営業日ならびに委託会社が別途定める日の場合には、お申込みできません。

^{*}販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

2【換金（解約）手続等】

（1）換金（解約）の受付

<訂正前>

（省 略）

委託会社は、上記 の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、ダブリンの銀行の休業日もしくはダブリンの銀行の休業日（土曜日または日曜日を除く。）の前営業日ならびに委託会社が別途定める日の場合には、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。

（省 略）

<訂正後>

（省 略）

委託会社は、上記 の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、ダブリンもしくは米国の銀行の休業日またはダブリンもしくは米国の銀行の休業日（土曜日または日曜日を除く。）の前営業日ならびに委託会社が別途定める日の場合には、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。

（省 略）

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

基準価額の算定

<訂正前>

当ファンドの基準価額とは、信託財産に属する資産（借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。基準価額は便宜上、1万口当たりをもって表示されることがあります。

（省 略）

<訂正前>

当ファンドの基準価額とは、信託財産に属する資産（借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。基準価額は便宜上、1万口当たりをもって表示されることがあります。

（省 略）

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

原届出書の「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表」について、末尾に下記の内容および中間財務諸表を追加します。

<追 加>

【中間財務諸表】

インサイト・グローバル・クレジット・ファンド Aコース（野村SMA・EW向け）

インサイト・グローバル・クレジット・ファンド Bコース（野村SMA・EW向け）

- （１） 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第284条及び第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、円単位で表示しております。

- （２） 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第6期中間計算期間（2025年12月9日から2026年6月8日まで）の中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による中間監査を受けております。

【インサイト・グローバル・クレジット・ファンド Aコース（野村SMA・EW向け）】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第5期 (2025年12月8日現在)	第6期中間計算期間末 (2026年6月8日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	40,269,161	226,059,497
投資信託受益証券	2,301,282,799	1,854,301,309
未収利息	386	3,716
流動資産合計	2,341,552,346	2,080,364,522
資産合計	2,341,552,346	2,080,364,522
負債の部		
流動負債		
未払金	11,750,000	-
未払解約金	-	198,172,392
未払受託者報酬	262,465	260,270
未払委託者報酬	4,002,515	3,969,080
その他未払費用	1,193,321	1,116,600
流動負債合計	17,208,301	203,518,342
負債合計	17,208,301	203,518,342
純資産の部		
元本等		
元本	2,679,985,121	2,184,928,800
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	355,641,076	308,082,620
（分配準備積立金）	46,324	20,990
元本等合計	2,324,344,045	1,876,846,180
純資産合計	2,324,344,045	1,876,846,180
負債純資産合計	2,341,552,346	2,080,364,522

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第5期中間計算期間 (自 2024年12月7日 至 2025年 6月6日)	第6期中間計算期間 (自 2025年12月9日 至 2026年 6月8日)
営業収益		
受取利息	64,025	143,612
有価証券売買等損益	36,761,799	41,923,291
営業収益合計	36,697,774	41,779,679
営業費用		
受託者報酬	302,910	260,270
委託者報酬	4,619,332	3,969,080
その他費用	4,836,086	4,168,360
営業費用合計	9,758,328	8,397,710
営業利益又は営業損失()	46,456,102	50,177,389
経常利益又は経常損失()	46,456,102	50,177,389
中間純利益又は中間純損失()	46,456,102	50,177,389
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額 又は一部解約に伴う中間純損失金額の分 配額()	11,581,284	28,895,200
期首剰余金又は期首欠損金()	428,940,317	355,641,076
剰余金増加額又は欠損金減少額	115,208,557	300,498,313
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額	115,208,557	300,498,313
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	65,960,083	231,657,668
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額	65,960,083	231,657,668
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金()	414,566,661	308,082,620

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	・ 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他中間財務諸表作成のための重要な事項	・ その他 当該受益証券が投資している投資信託受益証券の売買は円建てで行っております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第5期 (2025年12月8日現在)	第6期中間計算期間末 (2026年6月8日現在)
1. 受益権の総数	2,679,985,121口	2,184,928,800口
2. 元本の欠損 「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第55条の6第10号に規定する額	355,641,076円	308,082,620円
3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.8673円 (8,673円)	0.8590円 (8,590円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) 金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本額の変動

項目	第5期 (2025年12月8日現在)	第6期中間計算期間末 (2026年6月8日現在)
期首元本額	3,252,389,806円	2,679,985,121円
期中追加設定元本額	1,182,997,556円	1,796,311,613円
期中一部解約元本額	1,755,402,241円	2,291,367,934円

（参考情報）

当ファンドは「BNYメロン・グローバル・クレジット・ファンド（JPY Xヘッジクラス）」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」の一部はこの投資信託受益証券です。これらの証券の状況は以下のとおりです。なお、以下に記載した情報は監査の対象外です。

「BNYメロン・グローバル・クレジット・ファンド（JPY Xヘッジクラス）」の状況

以下に記載した情報は、同ファンドの管理事務代行会社であるBNY Mellon Fund Services (Ireland) Designated Activity Companyからの情報に基づき、2026年6月4日の状況を記載したものです。したがって、現地の法律に基づいて作成された正式な財務諸表とは、同一の様式ではありません。なお、内容は全てのクラスを含んでおります。

「BNYメロン・グローバル・クレジット・ファンド（JPY Xヘッジクラス）」

貸借対照表

対象年月日	(2026年6月4日現在)
科目	金額（米ドル）
資産の部	
現金および現金同等物	1,821,588.99
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	3,281,676,594.34
未収入金	6,174,611,608.86
未収利息	40,750,787.91
資産合計	9,495,217,402.12
負債の部	
未払金	6,223,746,336.02
未払費用	1,319,494.89
負債合計	6,225,065,830.91
純資産の部	
純資産合計	3,270,151,571.21
負債純資産合計	9,495,217,402.12
1. 2026年6月4日現在の口数 （JPY Xヘッジクラス）	23,298,764.938口
2. 1口当たり純資産額 （JPY Xヘッジクラス）	88.5809円

【インサイト・グローバル・クレジット・ファンド Bコース（野村SMA・EW向け）】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第5期 (2025年12月8日現在)	第6期中間計算期間末 (2026年6月8日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	376,684,612	433,182,293
投資信託受益証券	20,932,340,144	19,080,579,106
未収利息	3,612	7,120
流動資産合計	21,309,028,368	19,513,768,519
資産合計	21,309,028,368	19,513,768,519
負債の部		
流動負債		
未払解約金	38,788,776	211,891,182
未払受託者報酬	2,069,643	2,039,293
未払委託者報酬	31,561,885	31,099,167
その他未払費用	7,881,462	7,387,105
流動負債合計	80,301,766	252,416,747
負債合計	80,301,766	252,416,747
純資産の部		
元本等		
元本	14,555,665,643	12,717,735,072
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	6,673,060,959	6,543,616,700
（分配準備積立金）	2,854,643,243	2,062,688,242
元本等合計	21,228,726,602	19,261,351,772
純資産合計	21,228,726,602	19,261,351,772
負債純資産合計	21,309,028,368	19,513,768,519

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第5期中間計算期間 (自 2024年12月7日 至 2025年 6月6日)	第6期中間計算期間 (自 2025年12月9日 至 2026年 6月8日)
営業収益		
受取利息	393,762	1,103,396
有価証券売買等損益	686,794,415	791,878,935
営業収益合計	686,400,653	792,982,331
営業費用		
受託者報酬	1,823,819	2,039,293
委託者報酬	27,813,142	31,099,167
その他費用	27,311,978	30,360,387
営業費用合計	56,948,939	63,498,847
営業利益又は営業損失()	743,349,592	729,483,484
経常利益又は経常損失()	743,349,592	729,483,484
中間純利益又は中間純損失()	743,349,592	729,483,484
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額 又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額()	16,377,818	78,427,336
期首剰余金又は期首欠損金()	4,231,687,167	6,673,060,959
剰余金増加額又は欠損金減少額	845,838,612	1,155,320,175
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額	845,838,612	1,155,320,175
剰余金減少額又は欠損金増加額	458,570,098	1,935,820,582
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額	458,570,098	1,935,820,582
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金()	3,891,983,907	6,543,616,700

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	・ 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他中間財務諸表作成のための重要な事項	・ その他 当該受益証券が投資している投資信託受益証券の売買は円建てで行っております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第5期 (2025年12月8日現在)	第6期中間計算期間末 (2026年6月8日現在)
1. 受益権の総数	14,555,665,643口	12,717,735,072口
2. 1口当たり純資産額	1.4585円	1.5145円
(1万口当たり純資産額)	(14,585円)	(15,145円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) 金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本額の変動

項目	第5期 (2025年12月8日現在)	第6期中間計算期間末 (2026年6月8日現在)
期首元本額	11,840,185,952円	14,555,665,643円
期中追加設定元本額	5,893,513,066円	2,378,800,697円
期中一部解約元本額	3,178,033,375円	4,216,731,268円

（参考情報）

当ファンドは「BNYメロン・グローバル・クレジット・ファンド（JPY Xクラス）」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」の一部はこの投資信託受益証券です。これらの証券の状況は以下のとおりです。なお、以下に記載した情報は監査の対象外です。

「BNYメロン・グローバル・クレジット・ファンド（JPY Xクラス）」の状況

以下に記載した情報は、同ファンドの管理事務代行会社であるBNY Mellon Fund Services (Ireland) Designated Activity Companyからの情報に基づき、2026年6月4日の状況を記載したものです。したがって、現地の法律に基づいて作成された正式な財務諸表とは、同一の様式ではありません。なお、内容は全てのクラスを含んでおります。

「BNYメロン・グローバル・クレジット・ファンド（JPY Xクラス）」

貸借対照表

対象年月日	(2026年6月4日現在)
科目	金額（米ドル）
資産の部	
現金および現金同等物	1,821,588.99
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	3,281,676,594.34
未収入金	6,174,611,608.86
未収利息	40,750,787.91
資産合計	9,495,217,402.12
負債の部	
未払金	6,223,746,336.02
未払費用	1,319,494.89
負債合計	6,225,065,830.91
純資産の部	
純資産合計	3,270,151,571.21
負債純資産合計	9,495,217,402.12
1. 2026年6月4日現在の口数 （JPY Xクラス）	157,164,593.286口
2. 1口当たり純資産額 （JPY Xクラス）	157.0221円

2【ファンドの現況】

<更新後>

以下は2026年6月30日現在です。

【純資産額計算書】

インサイト・グローバル・クレジット・ファンド Aコース（野村SMA・EW向け）

資産総額	1,913,641,785円
負債総額	48,071,445円
純資産総額（ - ）	1,865,570,340円
発行済数量	2,157,889,361口
1単位当たり純資産額（ / ） （1万口当たり純資産額）	0.8645円 （8,645円）

インサイト・グローバル・クレジット・ファンド Bコース（野村SMA・EW向け）

資産総額	19,854,738,192円
負債総額	61,791,330円
純資産総額（ - ）	19,792,946,862円
発行済数量	12,825,050,530口
1単位当たり純資産額（ / ） （1万口当たり純資産額）	1.5433円 （15,433円）

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

<更新後>

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額（2026年6月末現在）

資本金 7億9,500万円

発行可能株式総数 20,000株

発行済株式総数 15,900株

最近5年間ににおける主な資本金の額の増減

最近5年間ににおける資本金の額の増減はありません。

（2）委託会社の機構（2026年6月末現在）

会社の意思決定機構

3名以上の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、発行済株式総数の過半数を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の過半数の賛成をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとし、増員または補欠によって選任された取締役の任期は、その他の取締役の残任期間と同一とします。

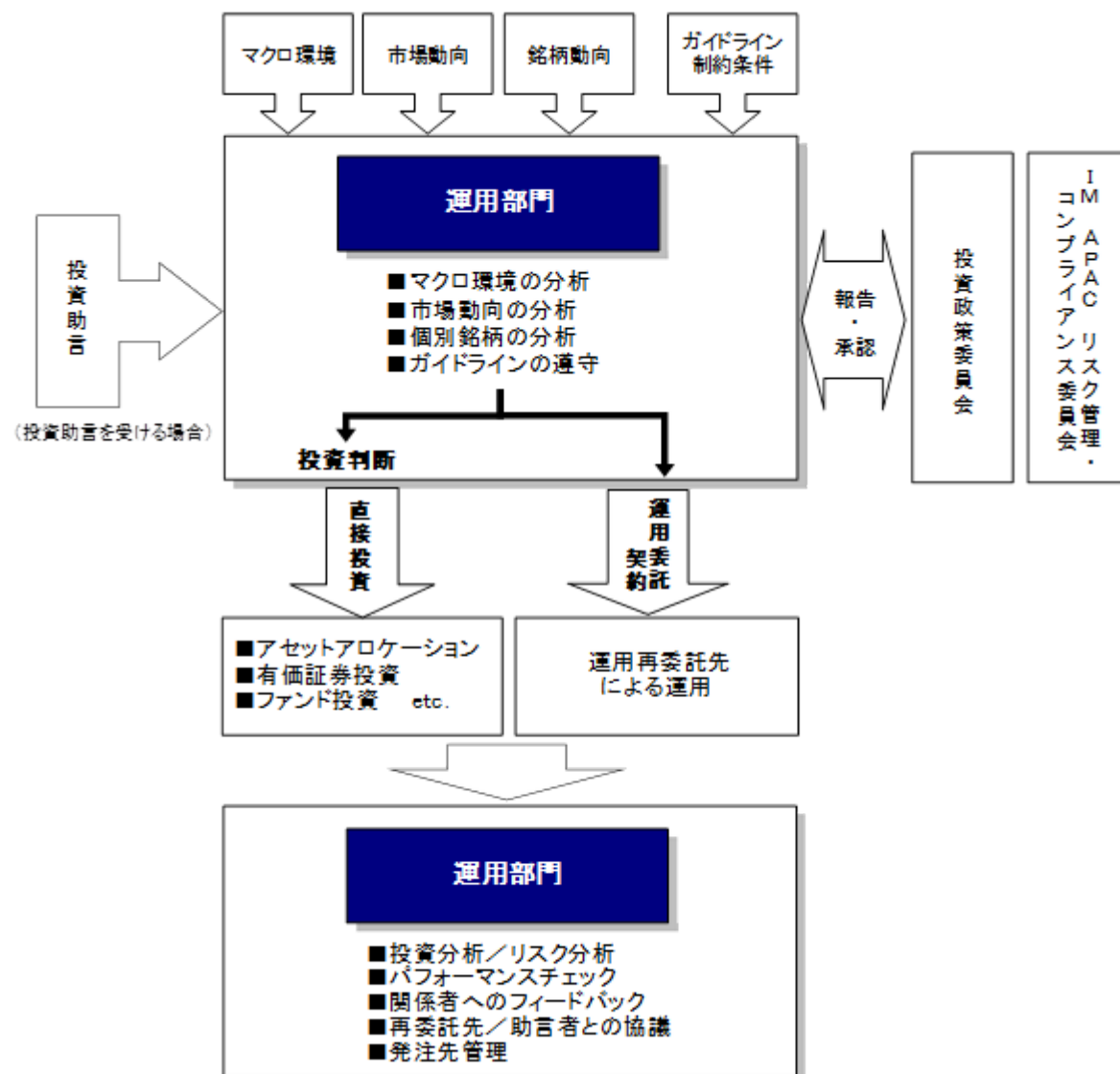
取締役会はその決議により、取締役中より代表取締役を選定し、取締役の中から役付取締役を選定することができます。

取締役会は、代表取締役が招集し、議長となります。代表取締役にさしつかえがあるときは、招集については管理担当取締役が、議長には、予め取締役会で定めた順序に従って他の取締役がこれにあたります。取締役会の招集通知は会日の一週間前までに発送します。また、取締役および監査役的全員の同意があるときは、特定の取締役会についてこの招集通知を省略し、またはこの招集期間を短縮することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項、その他当会社の重要な業務の執行について決定します。

取締役会の議決は、取締役の過半数が出席し、その全員一致をもってこれを行います。

運用の意思決定機構



原則として四半期に1回開催される投資政策委員会において、ファンドの運用ならびにファンドの運用の指図権限を委託している投資顧問会社の運用が、ファンドの投資基本方針、投資対象、投資制限および運用委託契約に沿う形で行われているか、遵守状況の確認等を行います。

（注）上記の運用体制は2026年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務及び第二種金融商品取引業を行っています。2026年6月末現在、委託会社の運用する投資信託の本数、純資産額の合計は次のとおりです。（ただし、親投資信託を除きます。）

ファンドの種類	本数	純資産額合計 (百万円)
追加型株式投資信託	26	1,045,289
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	1	24,917
単位型公社債投資信託	0	0
合 計	27	1,070,206

3【委託会社等の経理状況】

<更新後>

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日 内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（自 2025年4月1日至2026年3月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。
3. 財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	8,445,521	8,363,409
未収委託者報酬	654,369	814,195
未収運用受託報酬	481,704	501,388
未収収益	307,542	601,396
未収入金	24,134	48,113
未収還付法人税等	17,599	-
未収消費税等	185,925	-
前払費用	46,335	25,935
仮払金	3,617	2,660
流動資産計	10,166,750	10,357,100
固定資産		
有形固定資産		
器具備品	*1 211	*1 181
有形固定資産計	211	181
無形固定資産		
ソフトウェア	-	*1 134
無形固定資産計	-	134
投資その他の資産		
投資有価証券	12,747	-
長期差入保証金	68,021	69,283
投資その他の資産計	80,769	69,283
固定資産計	80,980	69,599
資産合計	10,247,731	10,426,699
負債の部		
流動負債		
未払金	223,078	201,814
未払費用	1,000,188	1,026,356
預り金	101,021	125,934
仮受金	14,566	14,292
未払法人税等	-	48,910
未払消費税等	29,051	22,260
賞与引当金	97,018	81,646
流動負債計	1,464,925	1,521,216
固定負債		
退職給付引当金	499,337	445,562
繰延税金負債	1,606	-
固定負債計	500,943	445,562
負債合計	1,965,869	1,966,779
純資産の部		
株主資本		
資本金	795,000	795,000
資本剰余金		
資本準備金	695,000	695,000
資本剰余金合計	695,000	695,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	6,789,955	6,969,920
利益剰余金合計	6,789,955	6,969,920
株主資本合計	8,279,955	8,459,920
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,906	-
評価・換算差額等合計	1,906	-
純資産合計	8,281,862	8,459,920
負債・純資産合計	10,247,731	10,426,699

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月 1日 至 2026年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	2,949,932	2,983,385
運用受託報酬	2,902,176	2,582,305
その他営業収益	949,109	1,396,282
営業収益計	6,801,218	6,961,974
営業費用		
支払手数料	1,216,686	1,288,883
広告宣伝費	47,773	55,061
調査費	3,143,845	2,843,094
通信費	1,184	240
印刷費	3,842	9,452
協会費	11,751	8,913
その他の営業雑経費	5,037	2,467
営業費用計	4,430,121	4,208,114
一般管理費		
役員報酬	114,316	179,129
給与・手当	895,166	822,089
賞与	224,600	264,093
賞与引当金繰入額	97,018	81,646
退職給付費用	97,210	98,616
交際費	4,988	6,784
旅費交通費	27,008	20,640
租税公課	23,447	28,332
不動産賃借料	132,076	134,681
事務委託費	814,382	730,230
固定資産減価償却費	31	63
諸経費	242,645	175,269
一般管理費計	2,672,893	2,541,578
営業利益または営業損失（ ）	301,796	212,281
営業外収益		
受取利息	473	1,893
受取配当金	76	-
為替差益	3,187	21,263
投資有価証券売却益	723	3,124
雑収入	-	826
営業外収益計	4,460	27,107
経常利益または経常損失（ ）	297,336	239,389
特別損失		
特別退職金	19,063	28,976
特別損失計	19,063	28,976
税引前当期純利益または税引前当期純損失（ ）	316,400	210,412
法人税、住民税及び事業税	3,981	31,212
法人税等調整額	231,064	764
法人税等合計	227,082	30,448
当期純利益または当期純損失（ ）	543,482	179,964

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本				評価・換算 差 額 等	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合 計	その他有価証券 評価差額金	
		資本準備金	そ の 他 利益剰余金			
			繰越利益 剰 余 金			
当期首残高	795,000	695,000	7,333,438	8,823,438	2,016	8,825,454
当期変動額						
当期純損失			543,482	543,482		543,482
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					109	109
当期変動額合計	-	-	543,482	543,482	109	543,592
当期末残高	795,000	695,000	6,789,955	8,279,955	1,906	8,281,862

当事業年度（自 2025年4月 1日 至 2026年3月31日）

（単位：千円）

（単位：千円）

	株主資本				評価・換算 差 額 等	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合 計	その他有価証券 評価差額金	
		資本準備金	そ の 他 利益剰余金			
			繰越利益 剰 余 金			
当期首残高	795,000	695,000	6,789,955	8,279,955	1,906	8,281,862
当期変動額						
当期純利益			179,964	179,964		179,964
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					1,906	1,906
当期変動額合計	-	-	179,964	179,964	1,906	178,057
当期末残高	795,000	695,000	6,969,920	8,459,920	-	8,459,920

[注記事項]

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法によっております。

なお、耐用年数は以下のとおりであります。

器具備品 15年

無形固定資産

定額法によっております。

なお、耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア 5年

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給対象期間に応じた支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

4. 収益及び費用の計上基準

約束したサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該サービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額に対する一定割合として運用期間にわたり収益として認識しております。

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき日々の純資産価額または月末時点の純資産価額に対する一定割合として運用期間にわたり収益として認識しております。また、ファンドの運用成果に応じて受領する成功報酬は、投資一任契約のもと、報酬を受領することが確実であり、将来返還する可能性が無いことが判明した時点で収益を認識しております。

その他営業収益は、顧客との契約に基づき、資産運用事業に係る附帯サービスの対価として受領する手数料であり、当該サービスが提供されている期間にわたり収益として認識しております。

（重要な会計上の見積り）

該当事項はありません。

（会計方針の変更）

該当事項はありません。

（貸借対照表関係）

*1 固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
有形固定資産		
器具備品	448千円	478千円
無形固定資産		
ソフトウェア	-	33千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 発行済株式総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増	加	減	少	当事業年度末
普通株式	15,900 株	-		-		15,900 株

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1. 発行済株式総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増	加	減	少	当事業年度末
普通株式	15,900 株	-		-		15,900 株

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は主に投資信託委託業務、投資顧問業務及び投資一任契約に関する業務を行っています。これらの事業により生じる営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬の管理はきわめて重要であると認識しております。

事業推進目的のために自社設定の投資信託への投資を行っており、これらの運用方針につきましては取締役会へ報告を行い、管理しております。

これらの業務により生じた余剰資金の運用については、短期的な預金等の安全性の高い金融資産に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。投資有価証券は当社設定の投資信託に対するシードマネーであり、市場価格の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券の市場リスクについては、時価を定期的に把握することで管理を行っております。為替リスクについては、一定限度を超える預金残高について円転を行う等により管理を行っております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることがあります。

2. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じ、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

(1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

前事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

種 類	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券	12,747	-	-	12,747
資産計	12,747	-	-	12,747

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券は、基準価額を用いて評価しております。

当事業年度（2026年3月31日）

該当事項はありません。

(2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

前事業年度（2025年3月31日）

現金及び短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似する預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払費用について注記を省略しております。

当事業年度（2026年3月31日）

現金及び短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似する預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払費用について注記を省略しております。

(注1) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	8,445,521	-	-	-
未収委託者報酬	654,369	-	-	-
未収運用受託報酬	481,704	-	-	-
合 計	9,581,595	-	-	-

当事業年度（2026年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	8,363,409	-	-	-
未収委託者報酬	814,195	-	-	-
未収運用受託報酬	501,388	-	-	-
合 計	9,678,994	-	-	-

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

区 分	種 類	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	投資信託受益証券	12,747	10,000	2,747
	小 計	12,747	10,000	2,747
合 計		12,747	10,000	2,747

当事業年度（2026年3月31日）

該当事項はありません。

2. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

種 類	売却額	売却益	売却損
投資信託受益証券	2,723	723	-
小 計	2,723	723	-
合 計	2,723	723	-

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：千円）

種 類	売却額	売却益	売却損
投資信託受益証券	13,124	3,124	-

小 計	13,124	3,124	-
合 計	13,124	3,124	-

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、退職一時金制度及び確定拠出年金制度を採用しております。当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月 1日 至 2026年3月31日)
退職給付引当金期首残高	527,816 千円	499,337 千円
退職給付費用	70,808 千円	78,876 千円
退職給付支払額	99,286 千円	132,651 千円
退職給付引当金期末残高	499,337 千円	445,562 千円

3. 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月 1日 至 2026年3月31日)
勤務費用	70,808 千円	78,876 千円
確定拠出年金制度に基づく要拠出額	16,969 千円	16,093 千円
退職給付費用	87,777 千円	94,969 千円

（ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金（注2）	83,127 千円	54,263 千円
未払費用	16,099 千円	9,319 千円
未払事業税	1,635 千円	5,397 千円
賞与引当金	29,707 千円	25,735 千円
退職給付引当金	157,391 千円	140,441 千円
敷金償却	11,203 千円	13,147 千円
ソフトウェア開発費償却	16,744 千円	- 千円
繰延消費税	5 千円	3 千円
繰延税金資産小計	315,912 千円	248,308 千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注2）	83,127 千円	54,263 千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	232,785 千円	194,044 千円
評価性引当額小計（注1）	315,912 千円	248,308 千円
繰延税金資産合計	- 千円	- 千円
繰延税金負債		
未収特別法人事業税	739 千円	- 千円
投資有価証券	866 千円	- 千円
繰延税金負債合計	1,606 千円	- 千円
繰延税金資産（負債）の純額	1,606 千円	- 千円

（注1）評価性引当金が67,604千円減少しております。この減少の主な内容は、税務上の繰越欠損金の使用に伴うものであります。

（注2）税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度

（単位：千円）

	1年 以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金（a）	-	-	-	-	-	83,127	83,127
評価性引当額	-	-	-	-	-	83,127	83,127
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

（a）税務上の繰越欠損金は法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度

（単位：千円）

	1年 以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金（a）	-	-	-	-	-	54,263	54,263
評価性引当額	-	-	-	-	-	54,263	54,263
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

（a）税務上の繰越欠損金は法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
	%	%
法定実効税率	-	30.6
（調整）		
住民税均等割	-	1.0
評価性引当金の増減	-	32.1
役員賞与	-	14.4
交際費否認	-	0.8
その他	-	0.3
税効果適用後の法人税等の負担率	-	14.4

（注）前事業年度については、税引前当期純損失を計上しているため、注記を省略しております。

（持分法損益等）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

該当事項はありません。

（賃貸等不動産関係）

該当事項はありません。

（収益認識関係）

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した結果

「セグメント情報等」注記に記載のとおりです。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
重要性が乏しいため記載を省略しております。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した結果
「セグメント情報等」注記に記載のとおりです。
2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
「重要な会計方針」の「4.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。
3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

セグメント情報

当社の報告セグメントは、「投資運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益	合計
外部顧客への売上高	2,949,932	2,902,176	949,109	6,801,218

2. 地域ごとの情報

- (1) 売上高

（単位：千円）

日本	ヨーロッパ	アメリカ	その他	合計
3,860,509	451,712	2,480,438	8,557	6,801,218

（注）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

- (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
B N Yメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド	2,112,885	投資運用業

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益	合計
外部顧客への売上高	2,983,385	2,582,305	1,396,282	6,961,974

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	ヨーロッパ	アメリカ	その他	合計
3,603,696	413,738	2,932,044	12,495	6,961,974

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
B N Yメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド	2,061,131	投資運用業

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (百万)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) の割合	関連 当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	ニューヨーク メロン銀行	米国 ニューヨーク	\$1,135	銀行業	なし	預金	預金の 引出（純額） （注1）	390,673	預金	6,946,901
親会社の 子会社	BNYメロン・ インターナショナル・ マネジメント・リミテッド	英領 ケイマン 諸島	\$0.001	資産運用 業務	なし	サービス 提供	投資一任 契約に係る 取引の収入 （注1）	1,951,703	未収運用 受託報酬	466,274
親会社の 子会社	ニュートン・ インベストメント・ マネジメント・ ノースアメリカ・ エルエルシー	米国 ボストン	\$0	資産運用 業務	なし	サービス 受入	営業費用 （委託調査費） （注1）	933,228	未払費用	220,726
親会社の 子会社	インサイト・ インベストメント・ マネジメント・リミテッド	英国 ロンドン	46	資産運用 業務	なし	サービス 受入	営業費用 （委託調査費） （注1）	629,499	未払費用	175,240

(注1) 独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っています。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (百万)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) の割合	関連 当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	ニューヨーク メロン銀行	米国 ニューヨーク	\$1,135	銀行業	なし	預金	預金の 預入（純額） （注1）	132,231	預金	7,079,132
親会社の 子会社	BNYメロン・ インターナショナル・ マネジメント・リミテッド	英領 ケイマン 諸島	\$0.001	資産運用 業務	なし	サービス 提供	投資一任 契約に係る 取引の収入 （注1）	1,916,637	未収運用 受託報酬	492,818

親会社の子会社	ニュートン・インベストメント・マネジメント・ノースアメリカ・エルエルシー	米国ボストン	\$0	資産運用業務	なし	サービス提供	営業収益 （その他営業収益） （注1）	686,583	未収収益	483,969
親会社の子会社	ニュートン・インベストメント・マネジメント・ノースアメリカ・エルエルシー	米国ボストン	\$0	資産運用業務	なし	サービス受入	営業費用 （委託調査費） （注1）	943,235	未払費用	258,023
親会社の子会社	インサイト・インベストメント・マネジメント・リミテッド	英国ロンドン	46	資産運用業務	なし	サービス受入	営業費用 （委託調査費） （注1）	709,397	未払費用	186,234

（注1）独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っています。

2. 親会社に関する注記

B N Yメロン・インベストメント・マネジメント（A P A C）ホールディングス・リミテッド（非上場）

（1株当たり情報）

	前事業年度 （自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日）	当事業年度 （自 2025年4月 1日 至 2026年3月31日）
1株当たり純資産額	520,871円83銭	532,070円44銭
1株当たり当期純利益または 1株当たり当期純損失（ ）	34,181円31銭	11,318円52銭

前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前事業年度 （自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日）	当事業年度 （自 2025年4月 1日 至 2026年3月31日）
当期純利益または当期純損失（ ）（千円）	543,482	179,964
普通株式に係る当期純利益または 当期純損失（ ）（千円）	543,482	179,964
期中平均株式数	15,900	15,900

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

<訂正前>

（1）受託会社

名称：三菱U F J 信託銀行株式会社
資本金の額：324,279百万円（2025年3月末現在）
（省 略）

<参考：再信託受託会社の概要>

名称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社
資本金の額：10,000百万円（2025年3月末現在）
（省 略）

（2）販売会社

名称：野村證券株式会社
資本金の額：10,000百万円（2025年3月末現在）
（省 略）

<訂正後>

（1）受託会社

名称：三菱U F J 信託銀行株式会社
資本金の額：324,279百万円（2026年3月末現在）

（省 略）

< 参考：再信託受託会社の概要 >

名称 ：日本マスタートラスト信託銀行株式会社
資本金の額 ：10,000百万円（2026年3月末現在）

（省 略）

（2）販売会社

名称 ：野村證券株式会社
資本金の額 ：10,000百万円（2026年3月末現在）

（省 略）

独立監査人の監査報告書

2026年 6 月 9 日

B N Yメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

御園生 豪洋

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているB N Yメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第29期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、B N Yメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社の2026年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1）上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

（注2）XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

2026年7月31日

B N Yメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社

取締役会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 高 見 昂 平
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているインサイト・グローバル・クレジット・ファンド Aコース（野村SMA・EW向け）の2025年12月9日から2026年6月8日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、インサイト・グローバル・クレジット・ファンド Aコース（野村SMA・EW向け）の2026年6月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年12月9日から2026年6月8日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、B N Yメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的な手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に

対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

B N Yメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

2026年7月31日

B N Yメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社

取締役会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 高 見 昂 平
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているインサイト・グローバル・クレジット・ファンド Bコース（野村SMA・EW向け）の2025年12月9日から2026年6月8日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、インサイト・グローバル・クレジット・ファンド Bコース（野村SMA・EW向け）の2026年6月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年12月9日から2026年6月8日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、B N Yメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的な手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に

対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

B N Yメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)